平成２５年（フ）第３１号
釧路市大楽毛１丁目７番19号　ドウェルシーランド101号室
債務者　夏坂　淳子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
神奈川県茅ヶ崎市松尾６番15号
債務者　清田　利昭
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７号
横浜市青葉区あざみ野２丁目16番地５　第２キングハイツ105号
債務者　薄木　雅人
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７１号
神奈川県藤沢市円行２丁目16番地の１　グリーン露木202号
債務者　山崎　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２４号
横浜市港北区日吉本町３丁目35番30号　シティハイムグルーラＢ棟203
債務者　大湯　　卓
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
静岡市葵区一番町67番地　サンハイム一番町302号、旧住所静岡市葵区柳町217番地の１
レイクリバー安西Ｉ301号
債務者　池田　　茂
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
栃木県小山市大字押切29番地
債務者　戸井田　整
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２２６号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目８番１号　ハイム朝比奈１号棟103号、住民票上の住所埼玉県朝霞市本町２丁目９番５号
債務者　金子　　操（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８１号
横浜市戸塚区原宿４丁目27番Ｂ－３－403号
債務者　福永　秀一
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
東京都八王子市南大沢４丁目15番地２－502
債務者　星本哲雄こと　李　　哲雄
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
長野県小諸市大字加増1005－27　佐治貸家、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田2534番地49
債務者　齋藤　知子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３８号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　３－209、従前の住所静岡県浜松市東区大瀬町481番地ラマキシム102
債務者　富岡　恵理
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２８号
沖縄県沖縄市高原６丁目10番25号　サンシャイン泡瀬101
債務者　玉井　　恵
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４３０号
東京都東村山市栄町２丁目23番地栄町２丁目第２アパート１－503
債務者　山本　澄夫
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目26番地２－203
債務者　只木　和子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部